

会議の名称	議会運営委員会 協議会	開催月日・令和6年11月29日 開会時間・午前・午後10時00分 閉会時間・午前・午後10時40分
出席者	藤川 貴雄 豊島 保夫 安井 智子 粟津 明 南谷 清司 後藤 徹	
欠席者		
オブザーバー	議長 野口 佳宏 副議長 原 一郎	
傍聴者	花村 隆議員	
説明のために 出席した者	石黒副市長 堀総務部長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	• 12月定例会について • その他	

【開会＝午前 10 時 00 分】

藤川委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。本日の審議事項はお手元に配付したとおりであります。まず、12月定例会についての協議を行います。市長提出案件について、執行部から説明願います。

副市長

それでは、令和6年12月3日開会の第5回羽島市議会定例会において、審議をお願いする付議案件について説明します。付議する案件の内訳は、専決処分の報告等2件、事務委託の廃止に関する協議1件、指定管理者の指定3件、令和6年度補正予算2件、市道路線の認定等2件、以上10件です。それでは順次説明します。

議案書の3ページをお願いします。「報第11号 専決処分の報告について」です。令和6年10月31日16時30分頃、羽島市竹鼻町1295番地1の竹鼻小学校において、排水溝の蓋が後退していた自動車の重みで跳ね上がり、同自動車の左側の前部に損傷を与えました。これに対する損害賠償額を専決処分により定めましたので、報告するものです。損害賠償額は1万813円で、相手方は羽島市在住の個人です。また、過失割合は市10割です。

次に4ページをお願いします。「承第5号 専決処分の報告並びにその承認について」です。5ページの「専第9号 令和6年度羽島市一般会計補正予算（第7号）」について、9月30日に専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。歳入歳出予算に3,099万2,000円を追加し、総額を271億270万3,000円としたものです。補正内容は「衆議院議員総選挙費」です。財源は委託金を充てたものです。

次に15ページをお願いします。「議第63号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議について」です。岐阜市ほか20市町との証明書の交付等に関する事務の委託を廃止するため、議会の議決を求めるものです。内容としては、現在、羽島市を含む22市町において、各種証明書交付等の事務委託の規約を定め、住民票などの各種証明書を相互発行しています。このことについて、コンビニ交付の普及等による広域発行件数の減少、戸籍証明書の全国広域交付の開始、自治体情報システムの標準化によるレイアウト変更等の対応への課題等を受け、22市町で構成する広域相互発行連絡会議において、事務の委託を廃止するこ

とが決定されたことから、廃止について議会の議決を求めるものでございます。この規約は令和7年4月11日から施行するものです。

次に18ページをお願いします。「議第64号 羽島市民会館及び羽島市福祉ふれあい会館の指定管理者の指定について」です。羽島市民会館及び羽島市福祉ふれあい会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。指定する団体は、岐阜市薮田南3丁目7番20号の「株式会社岐研サービス」で、指定期間は令和7年4月11日から令和10年3月31日までの3年間です。

次に19ページをお願いします。「議第65号 羽島市老人福祉センター羽島温泉の指定管理者の指定について」です。羽島市老人福祉センター羽島温泉の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。指定する団体は、羽島市竹鼻町丸の内6丁目7番地の「公益財団法人羽島市地域振興公社」で、指定期間は令和7年4月11日から令和10年3月31日までの3年間です。

次に20ページをお願いします。「議第66号 はしま福祉サポートセンターの指定管理者の指定について」です。はしま福祉サポートセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。指定する団体は、羽島市竹鼻町狐穴719番地1の「社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会」で、指定期間は令和7年4月11日から令和10年3月31日までの3年間です。

次に21ページをお願いします。「議第67号 令和6年度羽島市一般会計補正予算（第8号）」についてです。歳入歳出予算の総額に14億2,161万7,000円を追加し、総額を285億2,432万円とするものです。補正内容は、ふるさと納税推進事業、生活保護扶助費及び病院事業会計貸付金等です。財源としては寄附金及び基金繰入金等を充てるものです。併せて債務負担行為及び地方債の補正をお願いするものです。

次に35ページをお願いします。「議第68号 令和6年度羽島市病院事業会計補正予算（第1号）」についてです。補正内容は、まず、業務の予定量として、患者数が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に回復していないことなどから、入院患者数を年間1万2,775人減の6万5,700人へ、外来患者数を年間1万2,150人減の10万3,300人へ

	<p>とそれぞれ補正するものです。</p> <p>次に収益的収入について、病院事業収益を 10 億 3,750 万 1,000 円減額するもので、内訳としては、医業収益を 11 億 9,671 万円減額し、医業外収益を 1 億 5,920 万 9,000 円増額するものです。医業収益の減額については、業務の予定量の減少に伴う診療収益の減額によるもので、医業外収益の増額については、総務省の定める繰出基準内の繰入金を一般会計から繰り入れるもので、また、当年度に見込まれる運営資金の不足に対応するため、一般会計から 10 億円を借り入れるもので、その他、病院事業の経営診断に係る業務委託について、債務負担行為の追加を行うものです。</p>
	<p>次に 46 ページをお願いします。「議第 69 号 市道路線の変更について」です。道路法の規定により、47 ページのとおり、新井 4 町目 8 号線を変更したいので、議会の議決を求めるものです。</p>
	<p>次に 50 ページをお願いします。「議第 70 号 市道路線の認定について」です。道路法の規定により、51 ページのとおり、南宿 10 号線ほか 1 路線を認定したいので、議会の議決を求めるものです。</p>
	<p>以上、今定例会において、審議をお願いする付議議案について、その概略を説明しました。</p>
	<p>なお、国家公務員の月例給及びボーナスの引き上げを求めた人事院勧告の実施について、本日 29 日の閣議で決定され、現在開会中の臨時国会において給与法改正案が提出される見通しです。本市の今定例会の開会中に法案が成立した場合は、国家公務員の給与の引き上げに準じ、定例会最終日に職員の給与に関する条例の一部改正及びそれに伴う補正予算について上程させていただく予定でございますので、ご承知おきいただきますようお願いします。</p>
藤川委員長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に対して、何かありますか。</p>
	(質問なし)
藤川委員長	執行部は退出いただいて結構です。
	(執行部退席)
藤川委員長	次に請願について、局長、説明を願います。

議会事務局長	28日までに受け付けました請願は0件です。
藤川委員長	次に陳情・要望について、局長、説明を願います。
議会事務局長	28日までに受け付けました陳情・要望は1件です。陳情第8号「臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情」以上です。取り扱いについては、従来のとおり、本会議場に写しを配布することでお願いしたいと思います。
藤川委員長	次に議案の付託先について、局長、説明を願います。
議会事務局長	議案の付託先につきましては、付託先（案）をご覧ください。先ほど、副市長から説明がありましたとおり、当初に付議されます案件は、専決処分の報告等2件、事務委託の廃止に関する協議1件、指定管理者の指定3件、令和6年度補正予算2件、市道路線の変更・認定2件、計10件であります。この内、専決処分の報第11号及び承第5号の2件は委員会付託を省略いたしましたので、議案の付託は総務委員会1件、民生文教委員会5件、産業建設委員会2件、計8件になります。
藤川委員長	局長から説明のあったとおり付託してよろしいですか。
	(異議なし)
藤川委員長	次に会期日程について、局長、説明を願います。
議会事務局長	会期は12月3日から12月26日までの24日間。日程については、初日3日は議長から諸般の報告を願い、市長提出案件の説明後、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を指名推選にて行い、初日は散会となります。4日から12月10日までは休会。4日に議案の詳細説明を行います。11日から13日まで一般質問。14日と15日は休会。16日は一般質問。17日は休会。18日は議案質疑、委員会付託。本会議終了後、議員間討議をお願いしたいと思います。19日は総務委員会。20日は民生文教委員会。21日と22日は休会。23日は産業建設委員会。24日、25日は休会。最終日26日は委員長報告、質疑、討論、採決と進めていた

	<p>だきたいと思います。</p> <p>最後に代表質問につきまして、12月定例会は、自民清和会、自民クラブ、元気・羽島クラブ、公明党、日本共産党羽島市議団、正統派クラブ、日本維新の会の順となりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>なお、一般質問要旨通告書につきましては、初日の午後2時までに紙ベースで提出いただくこととなっていますが、9月定例会に引き続き、紙での提出にあわせ、極力メール等にてデータでも提出いただくようお願ひします。</p> <p>議員間討議につきましては、12月18日の議案質疑終了後に行っていただきますが、テーマの決定を12月4日の議案詳細説明後に行っていただきますので、よろしくお願ひします。</p>
藤川委員長	局長から説明のあったとおり進めてよろしいですか。
	(異議なし)
藤川委員長	では、そのように取り計らうことといたします。12月定例会について、その他、何かありますか。
議会事務局長	<p>議案質疑や委員会での質疑の連絡期限について、連絡期限をそれぞれ質疑等が行われる2日前とし、18日の議案質疑は、2日前の16日月曜日まで、19日の総務委員会は、17日火曜日まで、20日の民生文教委員会は、18日水曜日まで、23日の産業建設委員会は、19日木曜日までとなりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>今定例会に提出されております、指定管理案件3件について、指定管理者選定委員の名簿、選定委員の主な意見等、委託契約の項目・内容、指定する団体の概要の4項目の資料提出の依頼について、令和3年12月定例会の例にならい行うかどうか協議をお願いいたします。</p> <p>議員間討議と広報広聴委員会につきましては、4日の議案詳細説明会終了後、第一委員会室において議員間討議のテーマ決めを行っていただきます。全日程終了後、議会により編集にかかる広報広聴委員会を開催しますので、よろしくお願ひします。</p>
藤川委員長	先ほど局長より説明がありました指定管理者の指定に係る資料については、令和3年12月定例会の例に倣い、資料提供の依頼をするということでおよろしいでしょうか。

	(異議なし)
藤川委員長	続いて、議長より羽島市議会委員会条例及び羽島市議会会議規則の改正についての協議依頼がありましたので、改正案の内容について安井議会改革特別委員長から説明願います。
安井議会改革特別委員長	議会改革特別委員会では、市議会委員会条例及び市議会会議規則の改正案について協議し、お手元に配布しました案のとおり改正することに決定しました。
	この改正は、全国市議会議長会から標準市議会委員会条例及び標準市議会会議規則の改正案が示され、この案に基づいて羽島市議会の条例案を作成したものでございます。主な改正項目は、議会のデジタル化に関するもので、議案の提出や発言通告書の提出など、従来は文書で行われていた手続きについて、オンラインによる手続きを可能とすることを明文化することや、オンラインでの委員会開催の要件の追加をするものです。その他、字句や運営上の支障となりうる条文の整理などを行っています。羽島市議会委員会条例及び羽島市議会会議規則の改正について、ご協議願います。
藤川委員長	ただいま、安井議会改革特別委員長から説明がありましたが、この改正案の内容について何かご意見等ありますか。
南谷清司委員	委員会条例のほうで、「育児介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合」ってことは、介護で委員会に出られない場合に、オンラインで出席という話がありうるということなのか、あるいは病気で入院した場合もありうるということなのか、質問です。
議会総務課長	そういうことも可能ということです。
南谷清司委員	これでいいとは思うけれど、入院していたらオンラインでやるという話なので、入院で欠席された例もあるんだけれど、それでもオンラインでやろうという解釈は中々・・・ (「出席することもできるということ」と呼ぶものあり)

南谷清司委員	出席したいと言えばやるってことなんですよ。それを皆さん理解されているんでしょうねという確認で、反対するわけではありませんけれど、先進的な取り組みだなと思ったりします。事務局は大変だね。
議会総務課長	事務局でも準備するんですけど、例えばLINEでも通話ができるので、それでモニターを映し出すならそんなに手間はかけずにできるかなと。やるとしたらですが。
藤川委員長	採決はどうするんですか。
議会総務課長	手を挙げるとかですかね。
藤川委員長	他にご意見ありますか (意見なし)
藤川委員長	これらの改正案のとおり、進めてよろしいでしょうか。 (異議なし)
藤川委員長	ご異議なしと認め、このとおりとします。 続いて、同じく議長より「市民等からの要望等に関する情報共有及び公開」運用基準（案）について、協議依頼がありました。安井議会改革特別委員長から説明願います。
安井議会改革特別委員長	議会改革特別委員会では、お手元に配布しましたとおり「市民等からの要望等に関する情報共有及び公開」運用基準案を作成しました。この基準案は、市民等から議会に対する要望や苦情などがあった場合、それらへの対応について定めたもので、全議員への情報共有、市民への公開等、その運用についての基準を定めたものです。この運用基準案について、ご協議願います。
藤川委員長	ただいま、安井議会改革特別委員長から説明がありましたが、この運用基準案について何かご意見等ありませんか。
南谷清司委員	全体的にこれで結構なんですけれど、要望等の分類で、議長や議員個人に対する要望等は除くと記載してあって、当然そうだと思うんですけど、議長の議会運営に関する要望は除くのか、除かないのかどちらになるんですか。

	<p>これは重要な分かれ目なので、議事録をしっかりと残していかなきやいけないと思うんですけど、言ってみれば議長の職務遂行に対する要望ということですね。</p>
議会総務課長	<p>私が個人的に思うのは、議会の中での議長の進行や運営方法については意見の対象になります。議会をやってないときのことは外れることもあるので、ケースバイケースで、最終的には2の(4)で判断することになると思います。</p>
藤川委員長	<p>議長の議事整理権を超えるような要望とか苦情があったとしても、それは議長の権限において行われているものであって、それを共有するかといえばその必要ないと思います。例えば、議長への提案があったりした場合に、皆さんに共有して諮らなければいけないこともありますし、内容によりけりかなと。</p>
南谷清司委員	<p>内容によりけりは当然なんですけれど、要望が出てくるとき、大抵は議長宛てに出るんですよね。議長個人の行動を言っているのか、個人の判断を言っているのか、議会としての動きに対することなのか、その内容を見ないと判断ができるないと。そして、そのときの判断基準をどうするかということが、この情報共有及び公開の運用基準の肝なわけなので、運用基準というからにはもう少しガイドラインを示していかないと、中々運用が難しいかなと。議長の判断と言ってしまえばそうなんだけど、それで全て済むんだったら何も作らなくてもいいわけで、共通理解の中で進めていくから運用基準を作っていくので、議長の判断で全て逃げてしまうのは難しいんじゃないかなと思いますけどね。</p> <p>私は、議会運営に関するることは、原則としてこの基準に該当すると思います。原則が何か微妙なところですが、共通理解を持っていないといけないと思います。</p>
藤川委員長	<p>内容によるところはあると思います。本来、議会運営は議長の裁量によって行われるべきものであって、議事整理権が議長にありますから、それについて意見なり要望なりがあったとしても、それは本当に内容によりけりになってしまうんじゃないかなというところがあります。</p> <p>こういうご意見が上がってきましたけど議長の議事整理権の中で議事運営をしております、で終わる話になってしまふんじゃないかなと思うんです。それでも共有することなんですか。</p>

南谷清司委員 議会総務課長補佐 藤川委員長 議会総務課長 藤川委員長 藤川委員長	<p>まず市民等から議会に対する要望を議員間で共有しようというのが大前提の目標ですね。となると、議事整理権は議長にあるんですけど、議事整理権の運用について市民から要望があれば、原則的な立場からいって共有すべきだろうと思うんですけどね。もちろん内容によるから原則がつくんですけど、これを定める目的から考えると、市民に開かれた議会を目指すのであれば、そういう立場をとするのが自然じゃないかなと思うんですが。</p> <p>元々市民からの要望や苦情については、議長が判断して対応してきた経緯があって、議員間で共有すべきではないか、市民に公開すべきではないかという提案があったことから、運用基準を定めて明文化したと。目的は、議員間での情報共有や公開はどういったものとするのかを細かく定めるのではなくて、それは明文によって議長が判断するというのが最終的な基準になると思います。原則議会に対する要望等になりますので、そこから除くものを規定していますので、全てが共有、公開の対象になります。</p> <p>今までの経緯をご説明いただきました。南谷清司委員の質問に戻るんですが、議長の議事運営に対するご意見、この話はそこから始まってますので、議長の議事運営に関する意見、要望、苦情等は除くのかという話になります。いかがいたしましょう。</p> <p>初めて運用基準を作りますし、あまり意見書は出てきていない状態なので、意見書が出てきた段階で、南谷清司委員の心配されているようなことが起きたら改正していくべきことなので、まずは基準を作るところからスタートする形で、事務局としてはお願ひしたいです。</p> <p>原則公開、共有という運用で進めていき、進めながら都度修正を図っていく考え方で、案のとおり進めてよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ないようですので、このように進めます。続いて、議会基本条例の達成状況に関する評価、点検について協議したいと思います。前年度から、毎年ごとに単</p>
---	---

	年での評価を行い、4年目に期を通した最終評価を行うこととなりました。別紙のスケジュールのとおり、全議員に点検表へ記入いただき、議会運営委員会でとりまとめ、3月定例会を目途に、中間結果についてとりまとめ、全員協議会へ報告し、公表していきたいと考えますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
藤川委員長	では、議会基本条例の達成状況に関する評価、点検について、議会運営委員会において行うこととし、全員協議会で全議員へ説明するため、議長へ申し出たいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
藤川委員長	そのように進めさせていただきます。その他について、何かありますか。
	(発言なし)
藤川委員長	議長、何かありますか。
	(発言なし)
藤川委員長	副議長、何かありますか。
	(発言なし)
藤川委員長	これで議会運営委員会を閉会します。ご苦労様でした。
	【閉会＝午前 10 時 40 分】